

ワシントン日本語学校児童・生徒の携帯情報端末等の使用に関する指針

情報化の絶え間ない進展により、大量の情報収集が可能になるなどの利便性の高まりを実感する中で、**無料通話アプリ**やWi-Fi等の普及に伴い、使い方によっては生命に関わるような事件・事故に子どもたちが巻き込まれるケースも見られます。

ワシントン日本語学校では、児童・生徒が**携帯情報端末等**を安全に利用するためには、利用状況を把握した上で、学校と家庭が連携してそれぞれの役割を果たす必要があると考えています。そこで、「ワシントン日本語学校児童・生徒の携帯情報端末等の使用に関する指針」について、子どもたちの実態に応じた見直しをするため、2016年（平成28年）10月に中学部・高等学部の生徒に「（日本語学校でのマナーについて考えよう）携帯情報端末等の利用に関するアンケート調査」を、11月には中学部・高等学部の保護者の方々を対象に「**学校における携帯情報端末等の取扱い等について**」のアンケートを実施しました。この調査結果を踏まえ、改めて生徒が携帯情報端末等を利用する際の危険を回避すると共に、児童・生徒の学校における健全な教育活動に支障がないようにするための学校と家庭での取組みについて具体的に示しました。

1. 本指針のねらい

- (1) 携帯情報端末等の情報通信機器に係る危険から児童・生徒を守り、児童・生徒が被害者にも加害者にもならないようにするための教育及び啓発活動の推進に関し、関係者(教員及び保護者)の取組みを具体的に示すものです。
- (2) 携帯情報端末等は、学校における教育活動に直接必要のない物であることが多く、また、児童生徒が授業等に専念できる環境をつくり、学校での教育活動に支障が生じないよう携帯情報端末等使用の規則・マナーについて自ら考え、行動する意識の高揚を図ります。

2. 学校における取組み

学校は、保護者の理解と協力の下、児童・生徒に携帯情報端末等を学校に持ち込ませないことを原則とします。加えて、学校は、携帯情報端末等を利用する際の危険性を十分に認識した上で、次のような対策に取り組めます。

- (1) 情報環境の変化を踏まえ、情報を正しく読み解く力や情報モラル、利用にあたってのマナー等、情報活用能力を身に付けるための教育を推進し、児童・生徒がルールを守るようにします。
- (2) 保護者に対し、フィルタリングソフトウェアやフィルタリングサービス、**アクセス制限カスタマイズ**などの利用を促すなど、保護者の管理意識を高めるための啓発活動及び情報提供を行います。
- (3) 児童・生徒が困ったときに、近くの人に相談できるよう、日頃から児童・生徒と教職員との良好な関係づくりに努め、校内で相談しやすい環境づくりを図ります。

3. 家庭における取組

携帯情報端末等の所持をめぐっては、保護者と子どもとの間で、認識のギャップが少なからずあります。児童生徒に携帯情報端末等を所持させる前に、保護者がその利便性と危険性を十分に認識するとともに、次のような取組みを進めてください。

(1) 児童・生徒の発達段階に応じて、適切な利用環境を設定する。

【適切な利用環境を設定するための方法や対応の例】

ア 必要のない機能を制限する。

イ フィルタリングソフトウェアやフィルタリングサービス、アクセス制限カスタマイズなどを活用する。

ウ 機能の設定や変更には必ず保護者が関与し、判断をする。

(2) 学校の指導方針に従い、学校で原則携帯情報端末等を使用させないよう指導する。

(3) 児童・生徒の携帯情報端末等の利用目的、利用時間、利用場所等について、家庭内でルールを作り、守るよう指導する。

(4) 児童・生徒に携帯情報端末等を利用させるに当たっては、**公共ルール**やマナーを守るよう指導する。

【携帯電話の取り扱いに関する校内規則】

『携帯電話（スマートフォン）、タブレット端末やパソコン（以下、携帯情報端末等とする）は、学校生活には必要ないと考え、校内での使用を原則禁止とする』

1. 携帯情報端末等は、教師の許可なく使用することはできません。また、保護者の「携帯情報端末等携行同意書」が必要です。

《教師が許可をする場合の例》

- ・調べ学習において辞書機能として使用を認めた場合（指定された時間・調べる範囲等）
- ・その他 教師が使用を認めた場合。

2. 携帯情報端末等は、学校内では、スイッチを切ります。

3. 携帯情報端末等使用禁止範囲

- ・上記1において、教室以外の場所（廊下・階段、他の教室等）の使用は禁止とします。

（但し、高等部の生徒に限り、選択授業制もあり、カフェテリアにおいては、授業を待つ時間は許可する。）

4. 携帯情報端末等の好ましくない使い方について、児童・生徒に指導します。

- ・いじめの原因になっていること。メールや、SNS等も含めたサイト、Web上での「嫌がらせ」は犯罪(名誉毀損)であること。
- ・チェーンメールは、転送しないで、必ず止めて捨てること。
- ・携帯情報端末等の使い方について、保護者と約束事を整えておくこと。

5. 携帯情報端末等を緊急の連絡手段とする場合も教師の許可を得ること。

6. 携帯情報端末等のルールを破り、教師の指導に従わない場合、教育活動に支障をきたす行動をとる児童・生徒には、その場で携帯情報端末等を預かり、保護者に連絡し「指導対応レベル1～5」に従い指導を行います。

【家庭における指導上の共通理解事項】

『携帯情報端末等の契約は保護者が行うので、危険回避は、保護者の義務であり、責任である』

- 1 携帯情報端末等は、学校生活（校内において）には必要ないという認識を持ちましょう。
- 2 子どもに携帯情報端末等を持たせることは、保護者の責任であるという認識を持ちましょう。
- 3 現在では、携帯情報端末等はインターネットの端末でもあり、有害情報の氾濫による危険性が高いという認識を持ちましょう。
- 4 携帯情報端末等の使い方について、子どもとよく話し合い、約束事を決めておきましょう。
 - ①保護者は、携帯情報端末等の危険性を子どもとともに理解し、ルールの必要性を考える。
 - ②保護者は、子どもと話し合いながらルールを決める。
 - ③保護者は、ルールが守られているか、定期的に確認する。

（例）

- 夜（※）時を過ぎたら使わない。
- 自分の部屋には持ち込まず、リビング等のあらかじめ決めた場所に置く。
- 食事中は使わない。
- 浴室やトイレ等に持ち込まない。
- 困ったときは、保護者や相談窓口相談する。
- ルール違反をしたら、使用をやめさせる。
- 保護者が、定期的にフィルタリング・アクセス制限の設定やメール等の内容を確認することを、子どもに同意させる。

【用語】

- * **無料通話アプリ**…アプリをスマートフォンなどに取り込み、インターネット回線を使って通話するIP電話の一種。通話に加え、個人同士やグループ内でメッセージを交換できる機能もある。また、アプリとは、正式にはアプリケーションと呼ばれ、ゲームやメール・音楽プレイヤーなど、OS上で動くソフトウェアのこと
- * **携帯情報端末等**…携帯電話、スマートフォン、パソコン、ゲーム機等インターネットに接続可能な情報通信機器
- * **アクセス制限カスタマイズ**…アクセス制限されるサイトやカテゴリの一部、制限する時間帯について、保護者の方の設定により、変更することができるサービスのこと。
- * **公共ルール**…携帯情報端末等を利用する適切な場所、利用の仕方など



ケータイ ルールを守ろう

けいたいでんわ
『携帯電話（スマートフォン）、タブレット端末や
けいたいじょうほうたんまつとう がっこうせいかつ
パソコン（以下、携帯情報端末等）は、学校生活
ひつよう かんが こうない しょう げんそく
には必要ないと考え、校内での使用を原則
きんし
禁止とします。』

- 1 けいたいじょうほうたんまつとう せんせい きよか つか
携帯情報端末等は、先生の許可なく使うことはできません。
- 2 けいたいじょうほうたんまつとう がっこうない き
携帯情報端末等は、学校内ではスイッチを切ります。
- 3 きょうしついがい ばしょ ろうか かいだん た きょうしつとう つか
教室以外の場所（廊下・階段、他の教室等）で使うことはで
きません。
- ただし、こうこうせい かぎ あ じかん ない しょう みと
ただし、高校生に限り、空き時間、待機室内での使用を認
めます。
- 4 ちゅうしょく ひるやす しょう きんし
昼食、昼休みの使用は禁止します。
- 5 けいたいじょうほうたんまつとう しょう じょうほう まも あんぜん つか
携帯情報端末等の使用については、情報モラルを守り、安全な使
かた めいわく ゆうがいじょうほうとう
い方をしましょう。（ネットいじめ、迷惑メール、有害情報等）